

高松市・牟礼町合併協議会
第 1 回 会 議

附 属 資 料

旧合併協議会における対応策・調整案を変更した行政制度等

《 目 次 》

16	一部事務組合等の取扱い	-----	1
24-1	都市提携	国外都市との提携 -----	4
		国内都市との提携 -----	5
24-3	広聴広報事業	広報事業(その他) -----	6
24-7	高齢者福祉事業	喫茶あんだら話事業 -----	7
		いきがい農園事業 -----	8
24-9	児童福祉事業	放課後児童クラブ関係事業 -----	9
		公立児童館事業 -----	10
		母と子の集いの家事業 -----	11
24-11	保健衛生事業	健康診査・がん検診 -----	12
24-12	環境対策事業	ごみ処理事業(手数料) -----	14
		ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業) -----	15
24-13	商工・観光関係事業	計量検査事業 -----	16
		観光イベント振興事業 -----	17
		むれ源平まつり協議会 -----	19
24-15	建設関係事業	都市公園等 -----	20
		漁港管理事業 -----	22
		漁港開発審議委員会等 -----	25

24 - 16	交通関係事業	市・町民交通障害保障	-----	26
24 - 20	学校教育事業	学校給食	-----	27
24 - 21	社会教育事業	公民館	-----	29
		体育施設管理運営	-----	33
24 - 22	文化振興事業	文化団体の育成・支援事業	-----	36
		歴史資料館運営事業	-----	37
		栗山記念館運営支援事業	-----	43
24 - 23	その他の事業	市・町民褒章制度	-----	44
24 - 23	その他の事業	夢励人プロジェクト	-----	45

凡例：—— 削除した字句
 —— 追加した字句
 以下同じ

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 桜川ダムの建設 桜川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。 (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・牟礼町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>

対 応 策
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 両市町が加入している一部事務組合及び牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、以下のもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 <p>(1)及び(3)については、(2)の届出に係るものに限る。</p>
4 香川県東部清 掃施設組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・さぬき市・東かがわ市・三木町・庵治町 香川町</p> <p>(共同で実施している事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・管理・運営

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(28町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゆつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務 </p>
6 土地開発公社	<p>【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日</p>	<p>【牟礼町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月24日</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 1 都市提携	
分類	国外都市との提携	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 都市名及び提携年月日	国外3都市と提携 (姉妹都市) ・セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携 ・トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携 (友好都市) ・南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携	国外1都市と提携 (姉妹都市) ・エルバートン市(アメリカ) 昭和58年11月21日提携
2 交流事業	・各種交流活動を行うほか、市民レベルでの交流の促進に努めている。 ・姉妹・友好都市との盟約及び議定書の趣旨に則りお互いの都市の親善・友好を促進するため、親善代表団の派遣及び受入を行っている。 ・南昌市行政研修生を毎年1名受け入れているほか、セント・ピーターズバーグ市から高松第一高等学校英語科非常勤講師を1名招聘している。	姉妹都市との友好と親善を深めることを目的に下記事業を実施している。 学生交換研修事業(主催:姉妹都市親善委員会) 職員交換研修事業(主催:牟礼町) ニュースレター発行事業(主催:姉妹都市親善委員会) 各種団体への補助事業(主催:姉妹都市親善委員会) (補助対象団体) ・ME友の会(既ホストファミリーを中心とした団体) ・E O M M(既派米青少年を中心とした団体)
3 姉妹都市委員会	(名称) 高松市姉妹都市委員会 (活動内容等) ・姉妹・友好都市交流事業の実施状況等について審議する。 ・姉妹都市委員会委員:8名	(名称) 牟礼町・エルバートン姉妹都市親善委員会 (活動内容等) ・姉妹都市交流に関わる事業に対して補助・支援等を実施している。 ・姉妹都市親善委員会役員14名 ・姉妹都市親善委員会委員73名

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・都市提携先及び交流事業の内容が異なる。 ・姉妹都市委員会の活動内容等が異なる。

対 応 策
・学生交換研修事業等については、地域間の交流事業としての継続も検討する。 ・職員交換研修事業については、合併時に廃止する。 ・牟礼町-エルバートン姉妹都市親善委員会の活動市との交流事業については、牟礼地区住民の自主活動への移行を検討する移行するものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、エルバートン市との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。住民の自主的活動へ移行するものとし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、事業補助を行う。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 1 都市提携	
分類	国内都市との提携	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 都市名及び提携年月日	国内3都市と提携 (姉妹都市) ・彦根市(滋賀県) 昭和高41年8月15日都市提携 (親善都市) ・水戸市(茨城県) 昭和高49年4月13日都市提携 (友好都市) ・矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携 平成17年3月22日合併して由利本荘市となる。	国内1都市と提携 (姉妹都市) ・牟礼村(長野県) 昭和高62年8月23日都市提携 平成17年10月1日合併予定
2 交流事業	・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に3市が持ち回りで開催地となり、「3市の観光と物産展」を開催しており、これまで高松市で開催する際には、矢島町、高松町(現 かほく市)を加えた3市2町の物産展として開催している。 ・矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。 ・各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。 ・各都市において開催されるまつり等のイベントに参加している。	2町村の友好と親善を深めることを目的に下記事業を実施している。 物産交流事業(主催: 姉妹都市親善委員会) 人物交流事業(主催: 姉妹都市親善委員会) 職員交換研修事業(主催: 牟礼町)
3 姉妹都市委員会	該当なし。	(名称) 牟礼村・牟礼町姉妹都市親善委員会 (活動内容等) ・学識経験者等で構成する姉妹都市委員会により、姉妹都市交流に関わる事業に対し補助・支援等を実施している。 ・姉妹都市親善委員 10名

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・都市提携先及び交流事業の内容が異なる。 ・高松市では、国内都市に係る姉妹都市委員会を設置していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・物産交流事業及びわんぱく施設間交流事業については、地域間の交流事業としての継続も検討する。合併時まで、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。 ・人物交流事業及び職員交換研修事業については、合併時に廃止する。 ・牟礼村・牟礼町姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼町地域の住民の自主活動へ移行する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等も含め、合併時まで調整するものとする。</p> <p>牟礼村との交流については、合併時まで、住民や民間団体主体による地域間交流へ移行する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	広報事業(その他)	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 ホームページ	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光、イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ ・水源情報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) ・牟礼町紹介 ・観光スポット ・くらしの情報 ・役場の組織 ・公共施設案内 ・合併関連情報 ・姉妹都市紹介 ・広報最新号 ・サイトマップ ・リンク ・英語版案内
2 メールマガジン	・名称:メルマガもっと高松 ・発行日:毎月第1、3金曜日 ・登録者数 773人(H16.3.31現在) ・内容 ・暮らしの知っ得情報 “こんなのあるよ” ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし。
3 ケーブルテレビ	・名称:市政情報専門チャンネル「いきいき高松」(高松ケーブルテレビ5チャンネル) ・内容 ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供 ・災害その他緊急情報の提供 ・テレビジョン放送の再送信	該当なし。
4 防災行政無線を利用した一般広報	該当なし。	・火災発生、たずね人などの情報を屋外及び戸別スピーカーから放送している。 ・1日3回の定時放送(7時、12時5分、20時)時に、町行事の案内や各種団体のお知らせ等を戸別スピーカーから放送している。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・牟礼町では、メールマガジン及びケーブルテレビによる広報を実施していない。 ・高松市では、防災行政無線を利用した一般広報を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、 <u>合併時まで</u> に調整する。 <u>については、当分の間、継続するものとする。</u>

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、 <u>合併時まで</u> に調整する。 <u>については、当分の間、継続するものとする。</u>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	喫茶あんだら話事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	該当なし。	町内在住の65歳以上の高齢者
2 実施内容		おしゃべりをするにより、引きこもりの予防をする。
3 実施方法	<p>参考</p> <p>高齢者と地域の交流事業、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、老人クラブ活動等を通じて、地域との交流を図っている。</p> <p>高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業 地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を支え合い、支援する事業で、各地域が実施した事業に対して、毎年度ごとに、事業に要する経費のうち、1地区当たり50万円を限度として交付している。</p>	6つのボランティアグループ(連合体)が交替でコーヒーやお菓子を出して接待する。
4 費用負担		個人負担100円(お菓子代) ボランティアグループに年5万円補助
5 実施状況		町内2ヶ所で月4回実施 午前9時半から11時半まで (いこいの家・六万寺)

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時まで調整するものとする。高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。

調 整 案
牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時まで調整するものとする。高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	いきがい農園事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	該当なし。	60歳以上の高齢者
2 実施内容		高齢者による生産活動を通じて励まし合い、収穫の喜びを共有する。
3 実施方法	<p>参考</p> <p>高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、老人クラブ活動等を通じて、地域との交流と社会参加、生きがいを得る場づくりに努めている。</p> <p>高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業 地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を支え合い、支援する事業で、各地域が実施した事業に対して、毎年度ごとに、事業に要する経費のうち、1地区当たり50万円を限度として交付している。</p>	町が民有地を借り受け、牟礼町老人クラブ連合会いきがいと健康づくり推進部会が、野菜作りを実施
4 費用負担		同部会に対し、年30万円を補助 (町15万円、県15万円(17年度から廃止))
5 実施状況		週3回集まって作業

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時まで調整するものとする。高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。

調 整 案
牟礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時まで調整するものとする。高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業で対応する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	放課後児童クラブ関係事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 現況	<p>・放課後児童クラブで、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を与えてその健全な育成を図っている。(川島放課後児童クラブ)</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 1ヵ所 (定員) 50人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 土曜日 午前8時30分～午後6時 長期休業中 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校敷地外の市有地 (利用者負担金) 月～金の利用者 月額5,000円 月～土の利用者 月額7,000円 (運営方法) 管理・運営を地元団体に委託</p> <p>・留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>(対象) 小学校低学年(1～3年生) (開設数) 29教室 (定員) 各教室 40人 (開設時間) 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時 (開設場所) 小学校内専用施設 (保護者負担) 月額5,000円 (運営方法) 管理は教育委員会で直営、運営は児童会ごとに運営委員会を置き、その運営に当たる。</p>	<p>・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までのおおむね10歳未満の児童に、小学校授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っている。</p> <p>(対象) 小学校1年生から3年生までのおおむね10歳未満の児童 (開設数) 3ヵ所 (定員) 各30人 (開設時間) 平日 放課後～午後5時30分 長期休業中 午前8時30分～午後5時30分 (開設場所) 公立児童館 1ヵ所(牟礼町児童館) 公立の子育て支援施設 2ヵ所(牟礼町母と子の集いの家・きた、牟礼町母と子の集いの家・みなみ) (利用者負担金) 月額3,000円 (職員) 公立児童館 非常勤嘱託職員4名 公立の子育て支援施設 きた 正規職員1名、非常勤嘱託職員1名 みなみ 非常勤嘱託職員2名 (運営方法) 管理・運営は直営</p>

部 会 名	健康福祉・教育
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題	運営方法、利用者負担金、指導員体制、利用日及び利用時間が異なる。
-------------	----------------------------------

対 応 策	<p>牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>ただし、牟礼町の放課後児童クラブの運営方法については、委託化することとし、委託時期については合併時まで調整するものとする。合併年度は現行のとおりとし、合併後、適切な事業運営ができるよう地元関係団体等との連携・協議を図りながら、高松市と同様の委託化に移行するものとする。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	---

調 整 案	<p>牟礼町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。</p> <p>利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業	
分類	公立児童館事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 現況	該当なし。	牟礼町児童館
2 設置目的		児童に健全な遊びを与え、個別的に、集団的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図り、児童の健全育成に資することを目的とする。
3 開館時間等		<p>(開館時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～午後5時 <p>(休館日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の休日(国民の休日が日曜日に当たるときは、その翌日) ・日曜日及び土曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 <p>職員(非常勤嘱託職員4名)は、放課後児童クラブの用務を兼務している。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、公立児童館事業を実施していない。

対 応 策
<p>牟礼町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。</p> <p>なお、運営方法等については、合併時まで調整するものとする。合併年度は現行のとおりとし、合併後、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう、地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入も含め検討するものとする。</p>

調 整 案
牟礼町児童館については、高松市の児童館として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 9 児童福祉事業		部 会 名	健康福祉
分 類	母と子の集いの家事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町		
1 名称	該当なし。	・牟礼町母と子の集いの家・きた ・牟礼町母と子の集いの家・みなみ (現在、事業を休止中)	問 題 点 ・ 課 題	
2 設置目的		安心して子育てができる環境とレクリエーション等の場を与え、心身の健康の増進を図るとともに子育て支援事業を行うため、公立の「牟礼町母と子の集いの家」を設置。	高松市では、母と子の集いの家事業を実施していない。	
3 事業内容		毎週月曜日と水曜日の午前中、母と子の集いの家で施設を開放し、安心して子育てができる機会と場を与え、子育て支援を図っている。	対 応 策	
4 開館時間等		(開館時間) 午前9時30分～午前11時 (休館日) 国民の休日(国民の休日の日曜日に当たるときは、その翌日) ・日曜日及び土曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 (職員配置) ・牟礼町母と子の集いの家・きた 正規職員1名、非常勤嘱託職員1名 放課後児童クラブの用務を兼務。	牟礼町の母と子の集いの家については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。なお、運営方法については、合併時までに調整するものとする。合併年度は現行のとおりとし、合併後、児童厚生施設としてサービスの低下を来さないよう、地元関係団体等との連携・協議を図りながら、指定管理者制度の導入も含め検討するものとする。	
			調 整 案	
			牟礼町の母と子の集いの家については、高松市の子育て支援施設として引き継ぐ。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																													
分類	健康診査・がん検診																																													
現 況																																														
項 目	高 松 市	牟 礼 町																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 老人福祉センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	集団	乳がん検診	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	該当なし
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	集団																																													
乳がん検診	集団																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	該当なし																																													
2 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査: 800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別: 2,200円 集団: 1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診+マンモグラフィ 40歳代: 2,500円 50歳代: 2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査: 800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別: 2,200円 集団: 1,000円	乳がん検診	視触診+マンモグラフィ 40歳代: 2,500円 50歳代: 2,000円	前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>500円</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>800円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査: 400円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団: 600円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>超音波: 500円 マンモグラフィ: 2,000円 " 70歳以上: 1,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	500円	胃がん検診	800円	肺がん検診	喀痰検査: 400円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	集団: 600円	乳がん検診	超音波: 500円 マンモグラフィ: 2,000円 " 70歳以上: 1,000円	前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	該当なし
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査: 800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別: 2,200円 集団: 1,000円																																													
乳がん検診	視触診+マンモグラフィ 40歳代: 2,500円 50歳代: 2,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	500円																																													
胃がん検診	800円																																													
肺がん検診	喀痰検査: 400円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	集団: 600円																																													
乳がん検診	超音波: 500円 マンモグラフィ: 2,000円 " 70歳以上: 1,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	該当なし																																													

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。 ・牟礼町では、成人歯科健診を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。 ただし、牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における乳がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度について、検診車による集団検診も必要に応じて実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
3 自己負担免除者	胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 65歳以上の老人保健法の医療受給者 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	胃・肺・大腸・子宮がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、町民税非課税世帯 前立腺・乳がん検診： 生活保護世帯、町民税非課税世帯

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業			
分類	ごみ処理事業(手数料)			
項目	現 高 松 市		牟 礼 町	
	1 家庭系一般 廃棄物(可燃・ 破碎ごみ)	有料 (指定ごみ袋) (ごみ袋料金)	10㍻ 10円/枚 20㍻ 20円/枚 30㍻ 30円/枚 40㍻ 40円/枚	有料(指定ごみ袋) (ごみ袋料 [可燃ごみ] 金)
2 事業系一般 廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料)	・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料)	・事業系の袋 45㍻ 10円/枚(茶色) 10kgにつき100円(指定袋入り) 110円(指定袋なし)
3 臨時・粗大ゴミ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入	・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円、1000円、2000円の3種	牟礼町環境美化センターへ個人が直接搬入	・50kg以上10kgにつき50円(粗大ごみを除く。) ・品目ごとに300円、500円、1000円の3種 (粗大ごみ) 収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに300円、500円、1000円の3種 臨時収集、運搬、処分 ・2t車 1台につき 10,000円 ・軽自動車 1台につき 5,000円
4 資源ゴミ	無料		無料	
5 動物の死体	・収集、運搬、処分	1体 1,480円	・収集、運搬、処分	1体 1000円
	・処分のみ	1体 590円	・処分のみ	1体 500円
6 自己搬入 手数料	[埋立・可燃・破碎ごみ]	・100kgまで 1,350円 ・20kg増すごとに 270円加算	牟礼町環境美化センターへ個人が直接搬入	・50kg以上 10kgにつき50円 品目ごとに300円、500円、1000円の3種
7 家電4品目収 集運搬手数料	(1品目 1個)	2,000円	該当なし。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
ごみ袋の料金及び処理手数料等に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において使用できるものとする。 ・牟礼町地域の破碎ごみを除く家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。 なお、その後の対応について、全市的な観点から見直しを行う。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>牟礼町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、牟礼町地域において使用できるものとする。</p> <p>ごみ処理事業(手数料)に係る牟礼町地域の破碎ごみを除く家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 12 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 ごみステーション管理	<p>ステーション協力員制度 ステーション協力員数 2,893名 設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置 ステーション電子管理システム 地図情報システムのデータにより設置場所を管理している。</p>	<p>ステーション協力員制度 該当なし。 設置基準 高松市と同じ。 ステーション電子管理システム 該当なし。</p>
2 分別収集推進活動補助	<p>分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数</p>	<p>一世帯当たり50円の資源ごみ還元金を補助している。</p>

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>ごみステーションの管理方法及び分別収集推進活動補助に差異がある。</p>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。 ・牟礼町の資源ごみ還元金は、合併時に廃止する。 ・牟礼町において、合併時までに、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産 業
分 類	計量検査事業			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町		
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施		問 題 点 ・ 課 題 ・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、牟礼町における検査会場を検討する必要がある。
2 特定計量器定期検査事業	1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。 2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績) 3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。	(参考) 1 検査時期 一般のはかり等は、2年に1回、4月に実施。大型はかりは、計量検定所が立ち入りで実施。 2 検査件数等 一般はかり等 55件 95台 大型はかり 2件 2台 (平成14年度実績) 3 検査会場 牟礼町役場(駐車場)		
				対 応 策 ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・牟礼町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。 <u>従来と同様の検査会場1カ所</u> で実施する。
				調 整 案 高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光イベント振興事業			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行ない、中央公園ではステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	<p>【おいでまい祭り牟礼】 (内容) 帰郷した若者と町民の「ふれあいの場」づくりとして始まった住民手作りの夏祭りで、おいでまい祭り実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) おいでまい祭り実行委員会 (開催時期) 8月第1土曜日</p>	<p>・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。</p>	
対 応 策				
<p>・牟礼町が実施している観光イベントへの補助については、引き続き実施するものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時までには調整するものとする。おいでまい祭り実行委員会が主体となって実施するものとする。</p>				
調 整 案				
<p>高松市の制度に統一する。 牟礼町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施するものとする。</p>				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業		部会名	産業
分類	観光イベント振興事業			
現況				
項目	高松市	牟礼町	問題点・課題	
1 事業の内容 (つづき)	【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日			
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 商工・観光関係事業	
分類	むれ源平まちづくり協議会	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	該当なし。	観光型まちづくりを目的とし、協議会傘下の目的別6委員会を中心としたまちづくり活動を展開している。 平成16年4月1日結成
2 活動内容		平成16年10月に作成した、まち並みの修復や源平史跡の整備等のプランに基づき事業を推進している。 平成17年度以降はNPOに組織化を目標に、引き続き、目的達成に向けてまちづくり活動を継続していく。 (平成17年度事業補助金額) 県：50万円 町：50万円
3 活動状況		協議会は月1回、専門委員会は月2回のペースで開催し、必要に応じて、現地踏査・住民説明会も開催している。史跡清掃(月1回)や、まちなみ修景・源平合戦PRなど、実績は多数あり、地場産業の石材を利用した観光も視野に入れて活動している。平成17年3月には、まちづくり活動のお披露目として、源平合戦史跡を中心とした体験参加型の観光イベントを開催した。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、同様の協議会がない。

対 応 策
牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとするが、具体的内容については、合併時まで調整を行うものとする。への補助については、引き続き実施する。

調 整 案
牟礼町の「むれ源平まちづくり協議会」については、NPOに組織化することを踏まえ、適切な対応を行うものとする。への補助については、引き続き実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-15 建設関係事業																																																		
分類	都市公園等																																																		
項目	現況																																																		
	高松市	牟礼町																																																	
1 現況	<p>都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">現況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>98</td> <td>19.79</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>5</td> <td>6.03</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>1</td> <td>3.52</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>2</td> <td>24.28</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>1</td> <td>3.12</td> </tr> <tr> <td>歴史公園</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>墓園</td> <td>1</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td>緑地・緑道</td> <td>9</td> <td>3.08</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>118</td> <td>79.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他公園 41箇所 6.67ha</p>	種別	現況		公園数	面積(ha)	街区公園	98	19.79	近隣公園	5	6.03	地区公園	1	3.52	総合公園	2	24.28	運動公園	1	3.12	歴史公園	1	8	墓園	1	11.86	緑地・緑道	9	3.08	計	118	79.68	<p>都市公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">現況</th> </tr> <tr> <th>公園数</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街区公園</td> <td>5</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>2</td> <td>5.96</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>1</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>7.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他公園 36箇所 1.68ha</p>	種別	現況		公園数	面積(ha)	街区公園	5	1.15	近隣公園	2	5.96	緑地	1	0.02	計	8	7.13
種別	現況																																																		
	公園数	面積(ha)																																																	
街区公園	98	19.79																																																	
近隣公園	5	6.03																																																	
地区公園	1	3.52																																																	
総合公園	2	24.28																																																	
運動公園	1	3.12																																																	
歴史公園	1	8																																																	
墓園	1	11.86																																																	
緑地・緑道	9	3.08																																																	
計	118	79.68																																																	
種別	現況																																																		
	公園数	面積(ha)																																																	
街区公園	5	1.15																																																	
近隣公園	2	5.96																																																	
緑地	1	0.02																																																	
計	8	7.13																																																	
2 維持管理	街区公園等の除草・清掃等の日常の維持管理については、公園周辺の自治会や老人会などで組織された「公園愛護会」で行っている。また、規模の大きい地区公園や樹木管理については、シルバー人材センターや(財)高松市花と緑の協会へ委託している。	都市公園の樹木管理や除草等は、業者へ委託している。また、その他公園(自治会公園)については、自治会やシルバー人材センターへ委託している。																																																	
3 占用料	公園施設を設ける場合 その都度市長が定める額 公園を占用する場合 使用面積1㎡につき 1日 44円 行為をする場合 使用面積1㎡につき 1日 15円 ただし、興行を行う場合は30円	公園施設を設ける場合 1㎡1日につき 50円 公園を占用する場合 町道路占用並びに占用料徴収規則による。 行為をする場合 1件(人)1日につき500円、又は1㎡1日につき10円 ただし、興行を行う場合は5,000円																																																	

部会名	都市開発
-----	------

問題点・課題	維持管理の方法、占用料、有料施設の使用料及び管理運営に差異がある。
--------	-----------------------------------

対応策	高松市の制度に統一する。 ただし、施設御山公園プレイセンターの管理運営方法等については、合併時まで調整するものとする。直営とし、 —なお、有料施設の使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一する。
-----	--

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業		部会名	都市開発
分類	都市公園等			
	現況			
項目	高松市	牟礼町	問題点・課題	
4 有料施設	<p>(玉藻公園)</p> <p>入園料 普通 大人200円、小人100円 団体 大人140円、小人 70円 団体は20人以上 / 6歳未満は無料</p> <p>披雲閣使用料 ・営業目的 890円～9,140円 ・その他 440円～4,570円</p> <p>(仏生山公園)</p> <p>体育館(アリーナ面積1,089㎡) ・施設 バレーボール2面、バスケットボール2面、 バドミントン6面ほか</p> <p>・使用料金 専用使用 4,270円～307,210円 個人使用 一般100円、学生50円(1時間) 温水プール</p> <p>・施設 25mプール(7コース / 水深1.1m～1.3m) 補助プール(水深60cm)</p> <p>・使用料金 大人510円、中・高校生340円 小人(3歳未満除く)230円 身体障害者が利用する場合は、無料</p> <p>集会室 ・施設 第1～第5集会室 ・使用料金 2,170円～6,480円 / 全日 ・冷暖房料 室料の1/2の額</p> <p>管理運営 ・体育館、温水プール (財)高松市スポーツ振興事業団 ・集会室 (財)高松市花と緑の協会</p> <p>野外炊飯施設(峰山公園内に設置)は無料</p>	<p>(御山公園)</p> <p>プレイセンター ・施設 第1～第2会議室、和室8畳、和室6畳 町内:使用料金 1,300円～2,400円/全日 町外者は倍額 冷暖房料 200円 / 1時間当り</p> <p>野外炊飯施設 町内:使用料金 100円/1人 町外者は倍額</p> <p>管理運営 (財)むれスポレッシュ財団(教育委員会が委託)</p> <p>体育施設を除く。</p>		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調査書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業																															
分類	漁港管理事業																															
現 況																																
項目	高 松 市	牟 礼 町																														
1 管理漁港	5漁港(高松漁港・浦生漁港・西浦漁港・亀水漁港・男木漁港)を管理している。	1漁港(房前漁港)を管理している。																														
2 管理条例	高松市漁港管理条例	牟礼町房前漁港管理条例																														
3 維持管理経費の負担割合等	高松市 100% 漁協、地元業者 0%	牟礼町 0% 漁協、地元業者100% 町、漁協及び地元事業者が経費を負担し、漁港局部改良事業等を実施している(負担割合:町50%、漁協25%、地元業者25%)。																														
4 漁港施設占有料	<p>漁港施設占有料</p> <p>(1)電柱、電話柱、支柱、支線等は電気通信事業法施行令による額 本柱(木柱・コンクリート柱)の使用面積1.7㎡までごとに年額宅地 1,500円 支線または支柱1本ごとに年額宅地 1,500円</p> <p>(2)地下埋設物は高松市道路占有料徴収条例による占有料の額</p> <p>(7)法第32条1項第1号に掲げる工作物 第1種電柱 1,000円/本/年 第2種電柱 1,600円/本/年 第3種電柱 2,200円/本/年 第1種電話柱 930円/本/年 第2種電話柱 1,500円/本/年 第3種電話柱 2,100円/本/年 その他の柱類 72円/本/年 共架電線その他上空に設ける線類 10円/m/年 地下電線その他地下に設ける線類 5円/m/年 路上に設ける変圧器 700円/個/年 地下に設ける変圧器占有面積 480円/㎡/年 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 1,400円/個/年</p>	<p>漁港施設占有料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占有目的</th> <th>単位</th> <th>期間</th> <th>占有料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家屋類及びその付属地</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柱類</td> <td>漁業施設</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>その他の物</td> <td>1本</td> <td>1年</td> <td>680円</td> </tr> <tr> <td>看板・広告類</td> <td>1㎡</td> <td>1年</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管類埋設</td> <td>漁業施設</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>その他の物</td> <td>1m</td> <td>1年</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	占有目的	単位	期間	占有料	家屋類及びその付属地	1㎡	1年	50円	柱類	漁業施設	1本	1年	340円	その他の物	1本	1年	680円	看板・広告類	1㎡	1年	2,400円	管類埋設	漁業施設	1m	1年	50円	その他の物	1m	1年	100円
占有目的	単位	期間	占有料																													
家屋類及びその付属地	1㎡	1年	50円																													
柱類	漁業施設	1本	1年	340円																												
	その他の物	1本	1年	680円																												
看板・広告類	1㎡	1年	2,400円																													
管類埋設	漁業施設	1m	1年	50円																												
	その他の物	1m	1年	100円																												

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・維持管理経費の負担割合等に差異がある。</p> <p>・漁港施設占有料に差異がある。</p> <p>・高松市では、漁港施設利用料・使用料を徴収を検討中である。している。</p> <p>・牟礼町では、漁港施設利用料・使用料を徴収していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の漁港施設占有料、利用料・使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の漁港施設占有料、利用料・使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業		部会名	土木
分類	漁港管理事業			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 漁港施設占用料(つづき)	郵便差出箱及び信書便差出箱 600円/個/年 広告塔表示面積 4,400円/m ² /年 その他のもの占用面積 1,400円/m ² /年 (イ)法第32条第1項第2号に掲げる物件 外径が0.1m未満のもの 48円/m/年 外径が0.1m以上0.15m未満のもの 72円/m/年 外径が0.15m以上0.2m未満のもの 95円/m/年 外径が0.2m以上0.4m未満のもの 190円/m/年 外径が0.4m以上1m未満のもの 480円/m/年 外径が1m以上のもの 950円/m/年 (ロ)法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 1,400円/m ² /年 (ハ)法第32条第1項第5号に掲げる施設 地下街及び地下室 階数が1のもの 時価に0.003を乗じて得た額/m ² /年 地下街及び地下室 階数が2のもの 時価に0.005を乗じて得た額/m ² /年 地下街及び地下室 階数が3以上のもの 時価に0.006を乗じて得た額/m ² /年 上空に設ける通路 2,900円/m ² /年 地下に設ける通路 1,500円/m ² /年 その他のもの 1,400円/m ² /年 (ニ)法第32条第1項第6号に掲げる施設 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 44円/m ² /日 (ホ)道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 看板一時的に設けるもの 440円/m ² /月 看板その他のもの 4,400円/m ² /年 標識 1,100円/本/年 (ヘ)その他上記に定める以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める額			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業		部会名	土木
分類	漁港管理事業			
	現況			
項目	高松市	牟礼町	問題点・課題	
4 漁港施設占有料(つづき)	(3)前2号に掲げる物件以外の工作物 漁業の用に供する場合 365円/㎡/年 その他の場合 1,400円/㎡/年 (4)前3号に掲げるもの以外のもの 上記に準じてその都度市長が定める単位及び額			
5 漁港施設利用料・使用料	係船料 漁船 12円/総トン数1トン/日 定期船(1係留ごと) 0.63円/総トン数1トン/日 不定期船(1係留ごと) 1.24円/総トン数1トン/日 プレジャーボート(スポーツまたはレクリエーションの用にするヨット、モーターボートその他の船舶をいう。以下同じ) 25円/総延長1m/日 その他の船舶 25円/長さ1m/日 物揚場利用料 1.85円/㎡/日 漁港施設用地利用料 漁業の用に供する場合 0.5円/㎡/日 その他の場合 4円/㎡/日	該当なし。	対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 建設関係事業	
分類	漁港開発審議委員会等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 漁港開発審議委員会	<p>(名称) 高松市漁港開発審議委員会 (設置根拠) 高松市漁港開発審議委員会条例 (目的) 市の管理する漁港及び周辺の利用開発と運営の円滑を期する。 調査審議事項 ・漁港工事の計画及び建設に関する事項 ・漁港施設の建設利用に関する事項 ・漁港周辺地帯の開発整備に関する事項 (委員数) 3名(学識経験者) (任期) 2年</p>	該当なし。
2 港湾管理等委員会	該当なし。 検討中	<p>牟礼港港湾施設管理委員会 (設置根拠) 牟礼港港湾施設管理委員会規程 (目的) 牟礼港港湾施設の管理及び利用を円滑に行う。 (委員数/委員構成) 12名(町及び議会選出4名、関係自治会代表2名、土石窯業者代表6名) (任期) 3年 久通港港湾管理運営委員会 (設置根拠) 久通港港湾管理運営委員会規程 (目的) 牟礼町内に所在する久通港港湾区域内の港湾施設の利用及び占用に関し、円滑な運営を行う。 (委員数/委員構成) 15名(町及び議会選出7名、関係自治会代表2名、石材加工業者代表2名、石材採掘業者代表2名、石材団地関係者代表2名) (任期) 3年</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、漁港開発審議委員会を設置していない。 ・高松市では、港湾管理等委員会を設置していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。 なお、委員構成については、合併時まで調整するものとする。町の意向を考慮するものとし、委員数については、減員するものとする。 <u>高松市漁港開発審議委員会の委員数を見直し、牟礼町地域の委員1名を加えるものとする。</u></p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の港湾管理等委員会については、当分の間、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業																																					
分類	市・町民交通傷害保障																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	牟 礼 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	牟礼町交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町の区域内に居住し、住所登録をしている者 (外国人登録者を含む) 町内に通勤及び通学している者																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
加入者の資格、保険期間、保険料等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 —ただし、牟礼町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。 牟礼町が継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間は、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとする。 なお、牟礼町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 調理・配送方法	<p>・単独調理場21ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校59校(小学校41校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。</p> <p>・共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>・牟礼町学校給食センター(共同調理場)1ヶ所で、幼稚園3園(幼保一元化事業を実施している原幼稚園を除く)、小学校3校、中学校1校の給食調理をしている。</p> <p>・町所有の給食運搬車で職員が配送している。</p>
2 給食費	<p>(幼稚園) 該当なし。</p> <p>(小学校)</p> <p>低学年 1食210 円</p> <p>中学年 1食225 円</p> <p>高学年 1食240 円</p> <p>(中学校) 1食260 円</p> <p>(財)高松市学校給食会が設置している給食費検討委員会(小中学校長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。</p>	<p>(幼稚園) 3才児 1食190円</p> <p>4,5才児 1食198円</p> <p>(小学校)低学年 1食216円</p> <p>高学年 1食237円</p> <p>(中学校) 1食262円</p> <p>牟礼町学校給食運営委員会(小中学校長、幼稚園長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。</p> <p>なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p> <p>(献立委員会)</p> <p>(開催回数) 1回/月</p> <p>(委員構成)</p> <p>学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>学校栄養職員が献立原案を作成し、決定する。</p> <p>物資購入委員会等で、献立についての意見交換をしている。</p> <p>(物資購入委員会)</p> <p>(開催回数) 1回/学期</p> <p>(委員構成)</p> <p>教育長(センター長)、幼・小・中学校長(副センター長) 小・中学校給食担当職員、学校栄養士 給食センター職員</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。</p> <p>・高松市では幼稚園給食を実施していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとする。</p> <p>給食配送方法については、合併時までに調整する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については合併時までに調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に基づいて、物資購入委員会において物資の確認、入札後、業者が確定し、発注する。
5 幼稚園給食	該当なし。	毎日給食を実施している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業																																																																																																																																																																																																							
分類	公民館																																																																																																																																																																																																							
現 況																																																																																																																																																																																																								
項目	高 松 市				牟 礼 町																																																																																																																																																																																																			
1 施設の概要	・地区公民館 41館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 二番丁</td><td>663.19</td><td>450.87</td><td>RC2F</td><td>22 前田</td><td>1,913.86</td><td>450.75</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>2 四番丁</td><td>428.28</td><td>450.66</td><td>RC2F</td><td>23 川添</td><td>1,515.05</td><td>671.30</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>3 亀阜</td><td>348.23</td><td>450.54</td><td>RC2F</td><td>24 林</td><td>1,143.32</td><td>450.64</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>4 栗林</td><td>1,097.37</td><td>450.76</td><td>RC2F</td><td>25 三谷</td><td>1,426.01</td><td>450.20</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>5 花園</td><td>350.00</td><td>503.00</td><td>RC3F</td><td>26 仏生山</td><td>1,470.85</td><td>650.97</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>6 松島</td><td>1,159.05</td><td>672.11</td><td>RC2F</td><td>27 一宮</td><td>1,904.00</td><td>650.77</td><td>RC1F</td></tr> <tr><td>7 築地</td><td>333.73</td><td>450.38</td><td>RC2F</td><td>28 多肥</td><td>1,490.74</td><td>450.68</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>8 新塩屋町</td><td>542.01</td><td>450.76</td><td>RC2F</td><td>29 川岡</td><td>1,218.69</td><td>450.23</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>9 日新</td><td>251.23</td><td>502.20</td><td>RC3F</td><td>30 円座</td><td>1,403.76</td><td>450.63</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>10 鶴尾</td><td>1,562.51</td><td>578.08</td><td>RC2F</td><td>31 檀紙</td><td>2,336.00</td><td>450.17</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>11 太田</td><td>1,516.30</td><td>450.79</td><td>RC2F</td><td>32 弦打</td><td>2,024.59</td><td>673.48</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>12 太田中央</td><td>1,500.44</td><td>420.38</td><td>RC2F</td><td>33 鬼無</td><td>1,524.67</td><td>450.51</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>13 太田南</td><td>1,919.35</td><td>420.15</td><td>RC2F</td><td>34 香西</td><td>1,132.55</td><td>650.61</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>14 木太</td><td>1,697.70</td><td>450.71</td><td>RC2F</td><td>35 下笠屋</td><td>843.16</td><td>522.20</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>15 木太南</td><td>1,453.66</td><td>420.62</td><td>RC2F</td><td>36 女木</td><td>712.56</td><td>400.92</td><td>SALC2F</td></tr> <tr><td>16 木太北部</td><td>1,254.00</td><td>420.56</td><td>RC2F</td><td>37 男木</td><td>327.30</td><td>400.66</td><td>SALC2F</td></tr> <tr><td>17 古高松</td><td>1,021.06</td><td>450.51</td><td>RC2F</td><td>38 川島</td><td>1,852.81</td><td>650.80</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>18 古高松南</td><td>1,333.81</td><td>420.49</td><td>RC2F</td><td>39 十河</td><td>1,251.97</td><td>400.86</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>19 屋島</td><td>1,826.71</td><td>450.42</td><td>RC2F</td><td>40 栗植田</td><td>1,048.00</td><td>400.00</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>20 屋島西</td><td>1,421.02</td><td>424.58</td><td>RC2F</td><td>41 西植田</td><td>1,395.58</td><td>400.27</td><td>RC2F</td></tr> <tr><td>21 屋島東</td><td>2,650.37</td><td>420.76</td><td>RC2F</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> RC：鉄筋コンクリート S A L C：鉄骨造軽量気泡コンクリートパネル張				公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F	2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F	3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F	4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F	5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F	6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F	7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F	8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F	9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F	10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F	11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F	12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F	13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F	14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠屋	843.16	522.20	RC2F	15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F	16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F	17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F	18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F	19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 栗植田	1,048.00	400.00	RC2F	20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F	21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F					・公民館(中央館・地区館・分館) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牟礼町公民館</td> <td>8,652</td> <td>1,701</td> <td>RC2F</td> </tr> <tr> <td>牟礼町南地区公民館</td> <td>542</td> <td>398</td> <td>RC2F</td> </tr> <tr> <td>牟礼町公民館大町分館</td> <td>1,200</td> <td>493</td> <td>R1F</td> </tr> </tbody> </table> RC：鉄筋コンクリート R：鉄骨造 牟礼町公民館の延床面積には図書館が含まれる。				公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	牟礼町公民館	8,652	1,701	RC2F	牟礼町南地区公民館	542	398	RC2F	牟礼町公民館大町分館	1,200	493	R1F
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																																	
1 二番丁	663.19	450.87	RC2F	22 前田	1,913.86	450.75	RC2F																																																																																																																																																																																																	
2 四番丁	428.28	450.66	RC2F	23 川添	1,515.05	671.30	RC2F																																																																																																																																																																																																	
3 亀阜	348.23	450.54	RC2F	24 林	1,143.32	450.64	RC2F																																																																																																																																																																																																	
4 栗林	1,097.37	450.76	RC2F	25 三谷	1,426.01	450.20	RC2F																																																																																																																																																																																																	
5 花園	350.00	503.00	RC3F	26 仏生山	1,470.85	650.97	RC2F																																																																																																																																																																																																	
6 松島	1,159.05	672.11	RC2F	27 一宮	1,904.00	650.77	RC1F																																																																																																																																																																																																	
7 築地	333.73	450.38	RC2F	28 多肥	1,490.74	450.68	RC2F																																																																																																																																																																																																	
8 新塩屋町	542.01	450.76	RC2F	29 川岡	1,218.69	450.23	RC2F																																																																																																																																																																																																	
9 日新	251.23	502.20	RC3F	30 円座	1,403.76	450.63	RC2F																																																																																																																																																																																																	
10 鶴尾	1,562.51	578.08	RC2F	31 檀紙	2,336.00	450.17	RC2F																																																																																																																																																																																																	
11 太田	1,516.30	450.79	RC2F	32 弦打	2,024.59	673.48	RC2F																																																																																																																																																																																																	
12 太田中央	1,500.44	420.38	RC2F	33 鬼無	1,524.67	450.51	RC2F																																																																																																																																																																																																	
13 太田南	1,919.35	420.15	RC2F	34 香西	1,132.55	650.61	RC2F																																																																																																																																																																																																	
14 木太	1,697.70	450.71	RC2F	35 下笠屋	843.16	522.20	RC2F																																																																																																																																																																																																	
15 木太南	1,453.66	420.62	RC2F	36 女木	712.56	400.92	SALC2F																																																																																																																																																																																																	
16 木太北部	1,254.00	420.56	RC2F	37 男木	327.30	400.66	SALC2F																																																																																																																																																																																																	
17 古高松	1,021.06	450.51	RC2F	38 川島	1,852.81	650.80	RC2F																																																																																																																																																																																																	
18 古高松南	1,333.81	420.49	RC2F	39 十河	1,251.97	400.86	RC2F																																																																																																																																																																																																	
19 屋島	1,826.71	450.42	RC2F	40 栗植田	1,048.00	400.00	RC2F																																																																																																																																																																																																	
20 屋島西	1,421.02	424.58	RC2F	41 西植田	1,395.58	400.27	RC2F																																																																																																																																																																																																	
21 屋島東	2,650.37	420.76	RC2F																																																																																																																																																																																																					
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																																					
牟礼町公民館	8,652	1,701	RC2F																																																																																																																																																																																																					
牟礼町南地区公民館	542	398	RC2F																																																																																																																																																																																																					
牟礼町公民館大町分館	1,200	493	R1F																																																																																																																																																																																																					
	・管理公民館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>公民館名</th> <th>敷地面積 (㎡)</th> <th>延床面積 (㎡)</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鶴尾中部</td> <td>86.83</td> <td>86.83</td> <td>木造1F</td> </tr> </tbody> </table>				公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造	1 鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F	・管理公民館 該当なし。																																																																																																																																																																																											
公民館名	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造																																																																																																																																																																																																					
1 鶴尾中部	86.83	86.83	木造1F																																																																																																																																																																																																					

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公民館の開館日、開館時間等に差異がある。

対 応 策
牟礼町の公民館については、高松市にの地区公民館として引き継ぐ。 ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。 牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間、公民館事業、使用料等については、合併時まで調整する高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。

調 整 案
牟礼町の公民館については、高松市にの地区公民館として引き継ぐ。 ただし、牟礼町南地区公民館については、高松市の管理公民館として引き継ぐものとする。 牟礼町の公民館の取扱い及び開館時間、公民館事業、使用料等については、合併時まで調整する高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町公民館の大ホールの使用料及び減免措置については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	公民館	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
2 開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 (ただし、日曜日は午後5時まで) ・休館日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 ・休館日 公民館・南地区公民館 毎週月曜日 大町分館 毎週火曜日 全館 国民の祝日(土・日は除く) 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
3 公民館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 地域住民の学習要求に応えるため、人権学習・家庭教育・ボランティア学習等の現代的課題や、学校週5日制に対応した講座を実施している。 ・同好会活動 地域住民の自主的な学習活動として、同好会活動が行われている。 ・貸館 各地域住民の生涯学習に係る場を提供し、生涯学習の振興を図るため、各地区公民館のホールや会議室を貸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 公民館講座(生涯学習)を通して、「自分づくり」、「仲間づくり」をはじめ、楽しみや生きがいを見つけ、個々がいきいきと輝き、夢が広がるまちづくりへと広げること。また、公民館講座を通じて地域の人を知り、自分の住んでいるまちへの“郷土愛”を育むことをねらいとして実施。 ・同好会活動 高松市と同じ。 ・貸館 地域住民の生涯学習の場として、また、まちづくりを支える各種団体やジュニア・リーダーをはじめとする青少年の活動の拠点として、各室を貸し出している。
4 使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館使用料 別表1のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館使用料 別表2のとおり

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

高松市の公民館使用料

別表1

区分	使用時間	使用料	備考
小集会室(40㎡未満)	午前9時から1時間ごとに午後9時までの各時刻を始期とする1時間	100円	1 使用時間には、準備後片付けの時間を含むものとする。 2 使用者が、入場料またはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額の3倍とする。 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、1時間とみなす。
中集会室(40㎡以上150㎡未満)		200円	
大ホール(150㎡以上)		350円	
調理実習室		250円	
冷暖房装置	その室の使用料の2分の1の額		

使用料の減免 公民館活動や同好会活動など、地域住民の教育、学術、文化の増進に資すると認められる場合は使用料を減免している。

別表2

牟礼町公民館 使用料

区分		使用時間帯	面積 (平方メートル)	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
公民館	1階	大ホール	668	10,000	14,000	15,000	24,000	29,000	39,000
		会議室	58	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
		料理教室	80	1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800
		大ホール前部		1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800
	2階	講座室	80	1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800

- 備考 1 町民以外の利用者は本表の50%増とする。
 2 使用者が入場料を徴収する場合は、本表に掲げる金額の100%増とする。
 3 冷暖房を使用する場合は、1時間につき大ホールにあっては、3,000円その他にあっては、200円を加算する。
 4 備え付けのピアノ又は映写機を使用する場合は、使用1回につき、3,000円を加算する。
 5 使用時間帯には、準備及び使用後の整理時間を含むものとする。

牟礼町南地区公民館 使用料

区分		使用時間帯	面積 (平方メートル)	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
1階	講座室	49.87	500	500	500	1,000	1,000	1,500	
	料理教室	39.97	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	
2階	大会議室	105.19	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	
	小会議室	21.45	500	500	500	1,000	1,000	1,500	

- 備考 1 牟礼町公民館使用料備考欄1・2・5と同様。
 2 冷暖房を使用する場合は、1時間につき200円を加算する。

牟礼町公民館 大町分館(ユウカリ会館) 使用料

区分		使用時間帯	面積 (平方メートル)	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
第一会議室			92.5	500	500	500	1,000	1,000	1,500
第二会議室			92.5	500	500	500	1,000	1,000	1,500
第一研修室			16	200	200	200	400	400	600
第二研修室			16	200	200	200	400	400	600
和室			24	200	200	200	400	400	600

- 備考 1 牟礼町公民館使用料備考欄1・2・5と同様。
 2 冷暖房を使用する場合は、1時間につき会議室にあっては200円、その他にあっては100円を加算する。

使用料の 町長は、教育委員会が公益上必要があると認めるとき、または、特別の事由があると認めるとき
 減免 は、使用料を減免することができる。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:10,160円~777,530円(第1競技場) ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積768㎡) 利用時間:8:30~21:00 使用料:2,790円~264,130円 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) 利用時間:8:30~21:00 使用料:6,100円~437,920円 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 3,280.25㎡) 利用時間:8:30~22:00 使用料:1,750円~103,500円 ・勤労者体育センター(アリーナ面積 952㎡) 利用時間:9:00~21:30 使用料:1時間につき、半面200円、全面400円 <p>総合体育館、勤労者体育センターとも、用地の一部に民有地があり、借地している。 総合体育館を、中学校の部活動で使用している。(無料) スポーツ少年団が使用する場合、減免措置をしている。</p>
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> 艇庫7棟(ディングー58艇) 艇置場(ディングー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 利用時間:8:30~21:00 使用料:1時間一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面当たり 110円 ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園テニスコート ハードコート2面 利用時間:9:00~17:00(夏期18:00まで) 使用料:1時間につき、1面500円 ・御山公園テニスコート ハードコート2面、夜間照明施設 利用時間:9:00~22:00 使用料:1時間につき、1面500円 公園施設として、他に野外炊飯施設、プレイセンター、多目的広場、ゲートボール場がある。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営方法、使用の申請方法、利用時間、使用料等に差異がある。 ・牟礼町では、総合体育館、町民プール、町民柔剣道場を、中学校の部活動や授業で使用するとともに減免措置をしている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く3年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。 ・牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時までに調整する。直営とする。 なお、財団法人むれスポレッシュ財団は合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブの形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。 ・牟礼町の町民プール及び町民柔剣道場については、学校施設へ所管替えする方向で検討することとし、学校施設となった場合には、一般開放は行わないこととする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の体育施設の利用時間及び使用料については、現行のとおりとし、中学校の部活動や授業での使用及び減免措置については、総合体育館については合併年度及びこれに続く3年度に限り、町民プールについては合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。 牟礼町地域の体育施設の管理運営方法等については、合併時までに調整する。直営とする。 なお、財団法人むれスポレッシュ財団は、合併時に解散するものとし、同財団の総合型地域スポーツクラブ形成に向けた取り組みについては、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) <ul style="list-style-type: none"> 長袖100m 短袖80m ・亀水運動センター <ul style="list-style-type: none"> グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m <ul style="list-style-type: none"> 短袖80m <p>利用時間: 9:00 ~ 17:00 (6 ~ 8月午後7時まで) 使用料: 1時間当たり 1,270円 ~ 1,520円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民グラウンド(野球場) <ul style="list-style-type: none"> 両翼89m、中堅109m 夜間照明施設 利用時間: 9:00 ~ 21:30 使用料: 1時間につき、2,000円(照明なし) 1時間につき、6,000円(照明使用)
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール <ul style="list-style-type: none"> 流水、少年プール 1,022m 水深1m <ul style="list-style-type: none"> 収容人員680人 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m <ul style="list-style-type: none"> 収容人員250人 <p>利用期間: 7月 ~ 8月 利用時間: 9:00 ~ 18:00 使用料: 大人500円、中高校生370円、小人180円</p> ・福岡町プール <ul style="list-style-type: none"> 温水プール(25m × 6コース) 補助プール、採暖プール <p>利用時間: 午前10時 ~ 午後8時30分 使用料: 大人560円、中高校生370円、小人250円</p> ・亀水運動センタープール <ul style="list-style-type: none"> 2.5m × 8 コース <p>3施設とも、身体障害者及びその介護者がプールを個人使用する場合は、無料</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民プール <ul style="list-style-type: none"> 一般用プール(50m × 7コース) 児童用プール(10m × 5m) 開放期間: 7月20日 ~ 8月31日(期間中無休) 利用時間: 平日・土 13:00 ~ 18:00 <ul style="list-style-type: none"> 日・祝日 9:00 ~ 18:00 使用料: 3歳以上中学生 100円 <ul style="list-style-type: none"> 高校生 200円 大人 300円 <p>中学校の授業、部活動で使用している。(無料)</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 社会教育事業		部会名	教育
分類	体育施設管理運営			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 武道場	高松市総合体育館武道場 第1武道場 447.06㎡ 第2武道場 483.59㎡ 利用時間: 8:30 ~ 22:00 使用料: 3,040円 ~ 13,710円	町民柔剣道場 548㎡(柔道91畳、剣道260㎡) 中学校の授業、部活動で使用している。(無料) 使用料: 1回500円		
7 ゲートボール場	仏生山運動場 屋外ゲートボール場1面 利用時間: 8:30 ~ 17:00(6~8月午後7時まで) 使用料: 無料	該当なし。		
8 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	(財)むれスポレッシュ財団 むれスポレッシュ財団の事業 スポーツ普及事業 スポーツ少年団育成事業 スポーツ功労者の顕彰事業 普及広報活動事業 調査研究事業 競技力向上事業 受託事業 牟礼地区総合型地域スポーツクラブ(仮称)準備委員会用務		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 文化協会活動補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、104団体が加盟している。 (平成17年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 牟礼町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、3部門49団体により構成されている。 (平成17年4月1日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ。</p>
2 文化団体事業補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(補助団体) 高松市と同じ。</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ。</p>
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助団体) 30団体(平成16年度実績)</p> <p>(補助額) 5,060千円(平成16年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・文化協会の組織に差異がある。</p> <p>・牟礼町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との相互調整が必要となる。</p> <p>・牟礼町では、芸術文化活動事業補助を行っていない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>・牟礼町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。</p> <p>・牟礼町文化協会に対する補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向、活動状態を助案して合併時まで調整する。</p> <p>・牟礼町文化協会への補助については、両市町の合併に伴う動向及び活動の方向性等を見極め、その額を決定するものとする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	高松市歴史資料館	牟礼町石の民俗資料館
2 運営協議会等	<p>1 運営協議会 (名称) 高松市歴史資料館運営協議会 (委員数) 7人(学識経験者、関係団体役員、公募委員) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画・運営について意見を得ている。</p> <p>2 資料収集調査委員会 (名称) 高松市資料収集調査委員会 (委員数) 6人(学識経験者) (任期) 2年 (審議内容) 高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、購入資料価格200万円を超えるもの及び特に評価の高い資料の寄託・寄贈の受け入れについては、資料収集調査委員会に諮り、答申を得た資料を取得している。</p>	<p>1 運営協議会 (名称) 牟礼町石の民俗資料館運営協議会 (委員数) 10人(学識経験者、関係団体、町文化財保護審議会委員、その他) (任期) 2年 (審議内容) 館の事業計画等の協議。</p> <p>2 資料収集調査委員会 該当なし。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内容等に差異がある。 ・休館日に差異がある。 ・展示内容に差異がある。 ・観覧料及び減免対象者に差異がある。 ・石の民俗資料館の特別展示室、牟礼学習センター、石匠の里公園などでは、使用料を徴収している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。 ・石の民俗資料館の年末12月29日～31日まで、1月29日～31日までの休館日は、現行のとおりとする。高松市の制度に統一する。 ・牟礼町学習センターの開館日、時間については、現行のとおりとする。 ・特別展観覧料は、高松市の制度に統一する。 ・ただし、観覧料の及び減免措置については、合併時まで調整するものとする。高松市の制度に統一する。 ・牟礼学習センターの使用料は徴収しない。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・石の民俗資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業		部 会 名	文 化
分 類	歴史資料館運営事業			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 施設概要等	<p>(目的) 高松市の歴史、考古、民俗等に関する市民の知識及び教養の向上と市民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p> <p>(管理施設等) 資料保管倉庫</p>	<p>(目的) 石と人間とのかかわりの文化史の伝承と、歴史、民俗、考古等に関する町民の知識及び教養の向上と町民文化の発展に寄与するため設置。</p> <p>(主な施設) 常設展示室、特別展示室、AVライブラリー、レストルーム・エントランスホール、収蔵庫、講座研修室、館長室、学芸員室、事務室等</p> <p>(管理施設等) 石匠の里公園 牟礼学習センター(愛称: 怨庵文庫)</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
4 開館日・開館時間等	<p>(開館日・開館時間) ・火～日曜日 9:00～17:00 ただし、特別展開催期間中の金曜日(祝日を除く)は、9:00～19:00</p> <p>(休館日) ・月曜日(祝日に当たる場合は開館、翌日休) ・年末年始(12月29日から1月3日)</p>	<p>(開館日・開館時間/石匠の里公園も含む) ・火～日曜日 9:00～17:00</p> <p>(休館日/石匠の里公園も含む) ・月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) ・年末年始(12月29日から12月31日) ・館内整理日 毎月の末日とする。ただし、その日が月曜日の休館日に当たるときは、その翌日とする ・1月29日から1月31日まで</p> <p>(牟礼学習センター開館日・開館時間) ・水～土曜日 13:00～17:00</p> <p>(牟礼学習センター休館日) ・日曜日・月曜日・火曜日 ・年始年末(12月28日から1月4日) ・館内整理日(その都度教育委員会が定める)</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
5 展示内容	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 高松の歩みを分かりやすく展示 ・学習室 高松の歴史を映像等で学べるよう展示 ・高松市収蔵品情報システム・Q&A・ビデオライブラリー等 <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土色豊かな展示内容で、年3回の特別展を開催 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵品展 年1回、館の収蔵品を紹介する収蔵品展を開催 ・ロビー展 歴史資料館のエントランスホールにおいて、資料の展示・公開を行うロビー展を随時開催 	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設展示室 石の文化及び石材の採掘、加工、運搬などに関する民俗・考古歴史資料を展示 ・AVライブラリー 石に関するさまざまな情報をパソコンで紹介するコーナー <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 石彫・絵画・写真等の作品展を年5回開催、町内文化協会会員の作品展を年8回開催 <p>(その他の展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展 年1回、テーマを設けて収蔵資料を中心に展示 ・屋外展示 エントランスホールの壁面を利用したエントランス写真展を年2回開催
6 観覧料等	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000円の範囲内において教育委員会が定める額(減免対象者) ・65歳以上の者 ・身体障害者手帳等所持者 ・義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等 	<p>(常設展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人 200円(団体160円) ・高・大生 150円(団体120円) ・小・中生 100円(団体80円) <p>(特別展示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額(減免対象者) ・学習活動で来館した町内の小中高生 ・身体障害者手帳等所持者 / 以下、特別展は除く ・独自で入館することが困難な観覧者の介添人 ・牟礼町石の民俗資料館友の会会員等

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業																
分類	歴史資料館運営事業																
現 況																	
項目	高 松 市	牟 礼 町															
7 使用料	<p>該当なし。</p> <p>(参考 / 図書館視聴覚ライブラリー等貸出時の付帯条件)</p> <p>1 営利目的の使用, 入場料等を徴収するときの使用料は、規定する額の3倍の額。 2 超過時間または繰上時間1時間につき、別に全日の使用料の10分の1の額を徴収する。 3 冷暖房装置使用料 使用料 ホール使用料の2分の1の額 備考 使用料に10円未満の端数は切上。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>・特別展示室・エントランスホールなどの貸出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>特別展示室(1室につき) エントランスホール</th> <th>講座研究室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>4,500円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td colspan="2">冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する</td> </tr> </tbody> </table> <p>・付帯条件</p> <p>1 使用者が入場料を徴収する場合は100%増。 2 使用時間には準備及び使用後の整理時間を含む。 3 時間を延長の場合は1時間当たり使用料を700円とする。但し、午後5時以降は1時間当たり1,000円とする。</p>	区分	特別展示室(1室につき) エントランスホール	講座研究室	午前9時から正午まで	2,000円	1,000円	正午から午後5時まで	3,000円	1,500円	午前9時から午後5時まで	4,500円	2,300円	冷暖房料	冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する	
区分	特別展示室(1室につき) エントランスホール	講座研究室															
午前9時から正午まで	2,000円	1,000円															
正午から午後5時まで	3,000円	1,500円															
午前9時から午後5時まで	4,500円	2,300円															
冷暖房料	冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する																

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業																			
分類	歴史資料館運営事業																			
現 況																				
項目	高 松 市	牟 礼 町																		
7 使用料 (つづき)		<p>(使用料)</p> <p>・石匠の里公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他これに類する行為を行う場合</td> <td>1件1日につき500円以内</td> </tr> <tr> <td>業として撮影を行う場合</td> <td>1人1日につき500円以内</td> </tr> <tr> <td>興行を行う場合</td> <td>1件1日につき5,000円以内</td> </tr> <tr> <td>競技会、展覧会、その他これに類する行事を行う場合</td> <td>1平方メートル1日につき10円</td> </tr> <tr> <td>公園施設を設ける場合</td> <td>1平方メートル1日につき50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>難しいものは上記に準じ、その都度教育委員会が定める。</p> <p>・牟礼学習センター学習室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学習室(1室につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13時～17時</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td>冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、減免規定を適用し、使用料は徴収していない。</p>		使用料の額	行商、募金その他これに類する行為を行う場合	1件1日につき500円以内	業として撮影を行う場合	1人1日につき500円以内	興行を行う場合	1件1日につき5,000円以内	競技会、展覧会、その他これに類する行事を行う場合	1平方メートル1日につき10円	公園施設を設ける場合	1平方メートル1日につき50円	区分	学習室(1室につき)	13時～17時	500円	冷暖房料	冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する
	使用料の額																			
行商、募金その他これに類する行為を行う場合	1件1日につき500円以内																			
業として撮影を行う場合	1人1日につき500円以内																			
興行を行う場合	1件1日につき5,000円以内																			
競技会、展覧会、その他これに類する行事を行う場合	1平方メートル1日につき10円																			
公園施設を設ける場合	1平方メートル1日につき50円																			
区分	学習室(1室につき)																			
13時～17時	500円																			
冷暖房料	冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円を加算する																			

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 文化振興事業	
分類	栗山記念館運営支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 栗山記念館 管理事業	該当なし。	江戸時代後期の儒学者「柴野栗山」の御尊像を安置。展示室には遺品、遺墨、書簡、著書及び関連書籍、拓本など数多くの資料を展示し、一般公開している。 管理は、(財)栗山顕彰会が行っている。 町より運営補助金として1,800千円の支出。 平成18年12月1日は、没後200年目にあたる。
2 栗山祭		柴野栗山の命日である12月1日に、毎年「栗山祭」を開催。式典のほか、記念講演、奉賛行事：園児作品展、茶会、作品展、華展、栗山勉学の道ウォークなどを実施。 事業費：720千円(上記補助金から顕彰会が支出) 主催：財団法人 栗山顕彰会
3 開館時間等		開館時間：10時～16時 休館日：毎週月曜日 祝日の翌日 職員数：嘱託職員2名(館長、事務職員) 入館料：大人200円、高校生以下100円 ホール使用料：1時間500円(冷房費別途) (H15年収入実績：110千円、入館料、書籍、お守り販売)
4 友の会事業		名称： 楷樹会 会員数：180名 年会費：賛助会員 10,000円 正会員 5,000円 普通会員 2,000円 会報誌の発行が主な事業。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
栗山祭は、町職員を動員するなど、牟礼町をあげて取り組んでいる。

対 応 策
栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。 なお、栗山記念館の管理運営に対する補助及び栗山祭に対する支援策の詳細については、合併時まで調整するものとする。 栗山記念館の管理運営に対する補助及び栗山祭に対する支援等の詳細については、これまでの支援状況等を尊重し、具体的事業計画等の検討段階で決定する。

調 整 案
栗山記念館運営支援事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り顕彰し、市の公の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰など、事後の待遇措置を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 牟礼町民または牟礼町に特別縁故の深い者で町政の振興、学術文化の向上、産業の進展に貢献しその功績が卓絶しており、郷土の誇りとし且つ尊敬に値すると認める者に名誉町民の称号を贈り顕彰し、町の公の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰などの待遇措置を設けている。</p> <p>(根拠) 牟礼町名誉町民条例 (名誉町民数) 9名(うち8名は故人)</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市政施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20人程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 広く公共の福祉の増進又は、文化の興隆に功績があり、町民の尊敬を受ける者を顕彰し、栄誉をたたえる。受賞者には、式典への参列や死亡の際の弔慰等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 牟礼町功労者及び表彰に関する条例 (贈呈状況) これまでに8名に贈呈(うち6名は故人)</p>
3 市・町民荣誉賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。</p> <p>(根拠) 高松市市民荣誉賞要綱 (贈呈状況) 1名</p>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・名誉市・町民及び市・町政功労賞に差異がある。 ・牟礼町では、町民荣誉賞を設けていない。</p>

対 応 策
<p>牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じるものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(夢励人プロジェクト)	
分類	夢励人プロジェクト	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 プロジェクトの目的	該当なし。	<p>名称「夢励人プロジェクト」</p> <p>「夢励人」とは「夢に励んでいる人」、「夢を励ます人」の意であり、本プロジェクトでは人が元気になれば、町も元気になるとの考えに基づき、夢励人を支援することにより、人材の育成を図り、牟礼町の活性化を図る。</p> <p>平成16年8月に発足</p>
2 プロジェクト委員	該当なし。	<p>牟礼町職員とボランティア委員をプロジェクト委員として、町長が委嘱し発足した。</p> <p>平成17年度より委員の委嘱を解いたが、旧委員を中心とした会員により、住民活動団体として活動している。</p>
3 活動内容	該当なし。	<p>平成16年度は、12月にプロジェクト発足記念事業としての位置づけでクラシックコンサートを実施した。</p> <p>平成17年度は芸術・文化等を媒体に体験プログラムを実施し、成功体験や、本物に触れる機会の提供をする。結果、一人ひとりの個性輝く元気な町をめざす。今後も、「自分たちのまちは自分たちで創る」というスタンスのもと、人づくり事業を総合的に展開し、人づくりを通じた町づくりを行う。</p>
4 補助金	該当なし。	<p>補助基準等はない。</p> <p>平成16年度補助金額 2,800,000円 県補助1/2 みんなのふるさとづくり支援事業</p> <p>平成17年度町補助金額 1,300,000円 平成17年度国補助金額 2,516,000円</p>

部 会 名	企画 財政
-------	-------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、該当する事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行うものとする。

調 整 案
牟礼町の夢励人プロジェクトについては、その趣旨等を踏まえ、市民活動団体の自主的な活動への移行を前提に、合併年度及びこれに続く3年度に限り、適切な支援を行うものとする。